2月18日(月)

川越市デマンド型交通が始まります

交通政策課 tel 224-5519 fax 225-9800

現在、市内を運行する公共交通は、鉄道・路線バス・川越シャトル・タクシーがあります。今回市では、新たな交通手段として、2月18日(月)から川越市デマンド型交通の運行を開始します。デマンド型交通とは、事前に予約して乗車する乗り合い方式による交通システムのことで、交通空白地域を解消することを目的としています。また、デマンド型交通の運行を開始することで、高齢の方や障害のある方たちにも移動しやすい環境の整備に努めています。

運行区域

市中心部を除いた3つの区域に分けています。今回、運行を開始する区域は、「地区3(霞ケ関・霞ケ関北・川鶴・名細・山田・本庁の一部)」です。詳しくは、4ページ以降で紹介します。

なお、残りの2地区については、来年度以降の運行開始を予定しています。

対象

市に住民登録があり、川越市デマンド型交通に利用者登録している方。

運行日時

12月29日から1月3日を除く、午前8時から午後6時まで運行します。

運賃

指定する出発乗降場から指定する到着乗降場までの一回(片道)の乗車運賃は左表のとおりです。

なお、現金のみの支払いとなります。

運賃	対象
500円	中学生～69歳 未登録の同乗者(＊1)
300円	小学生 70歳以上 障害者手帳所持者およびその介護者
150円	障害者手帳を所持する小学生
無料	未就学児(＊2)

＊1 利用者登録が未登録の方は、登録者の同乗が必要となります。
＊2 未就学児は、保護者の同乗が必要となります。

運行車両

ワゴンタイプの車両で、リフト付きのため車いすの方も乗車できます。

定員は、最大9人まで(車いすは1台まで)です。

乗降場

地区3の乗降場は、約120か所あります。乗降場の設置場所は、次のとおりです。

- 商業施設等
- 医療施設
- 公共施設
- 交通結節点(駅等)
- 地域内乗降場

乗降場であることを示す目印は、設置する場所の状況に応じて「サインポスト」「プレート(シール)」「くい」の3種類を使い分けます。

また、それぞれの目印には、乗降場の番号・乗降場の名称・周辺施設が記載されています。

プレート(シール)

サインポスト

くい

乗降場の目印は、3種類あります。
＊写真は、イメージです。

登録から乗車までの流れ

Step1　登録

①交通政策課（本庁舎5階）・市民センター・南連絡所にある、利用者登録申請書に必要事項を記入
②利用者登録申請書を同課・市民センター・南連絡所へ提出
③登録者カードが届き、登録完了

登録者カード
＊運賃の違いにより、色合いなどが異なります。

Step2　予約

①下記の予約センターに電話をかける
②オペレーターの指示に従い、氏名・利用日時・利用人数・出発乗降場と到着乗降場・希望出発時刻または希望到着時刻等を伝える

＊予約の受付時間は、午前8時から午後6時までです。利用日の2週間前から予約できます。当日の予約も可能ですが、午前8時30分より前に利用したい場合は、前日までに予約してください。

Step3　乗車

①予約した時刻の少し前に出発乗降場で待つ
②迎えに来た車両に乗り、運転手に登録者カードを提示
③運賃を支払う（先払い）
④到着乗降場で降りる

予約はこちらへ　**予約センター Tel257－8830**

＊予約の受け付けは、2月12日㈫午前8時から始まります。

もっと知りたい!!

川越市デマンド型交通 Q&A

Q　地区3に住んでいる人しか利用できないの？

A　地区3以外に住んでいる市民の皆さんも、利用者登録を行えば利用できます。

Q　川越市民以外は利用できないの？

A　川越市民で利用者登録をしている方と同乗すれば、利用することができます。例えば、鶴ヶ島市民の方が、利用者登録をしている川越市民と同乗し、鶴ヶ島駅から名細地区の公共施設に移動することができます。

Q　家族で利用したい場合、全員の登録が必要なの？

A　家族全員の利用者登録は、必ずしも必要ではありません。一人が登録し、その登録者と同乗すれば、未登録の方でも利用できます。その際、未登録の同乗者の運賃は一律500円となります。もし、同乗者が小学生や70歳以上の方である場合、登録を行っていれば300円になります。必要に応じて登録をお願いします。

Q　川越駅に行くことはできますか？

A　川越市デマンド型交通は、公共交通機関が充実している市中心部では運行しないため、直接川越駅に行くことはできません。交通結節点（駅・主要なバス停）で、電車または路線バスに乗り換えて川越駅に移動してください。

Q　運行車両は何台ありますか？

A　地区3を1台で運行します。

Q　登録者カードの有効期限はありますか？

A　2024年3月31日までです。なお、運賃が変更となる際（年齢が70歳になった場合・小学生から中学生になった場合等）は、変更の手続きをお願いします。

地区3の全体図

紙面の都合上、地区3を4つのエリア（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）に分けています。地区3に設置されている乗降場間であれば、移動可能です。各エリアの詳しい乗降場は6ページ以降で紹介します。

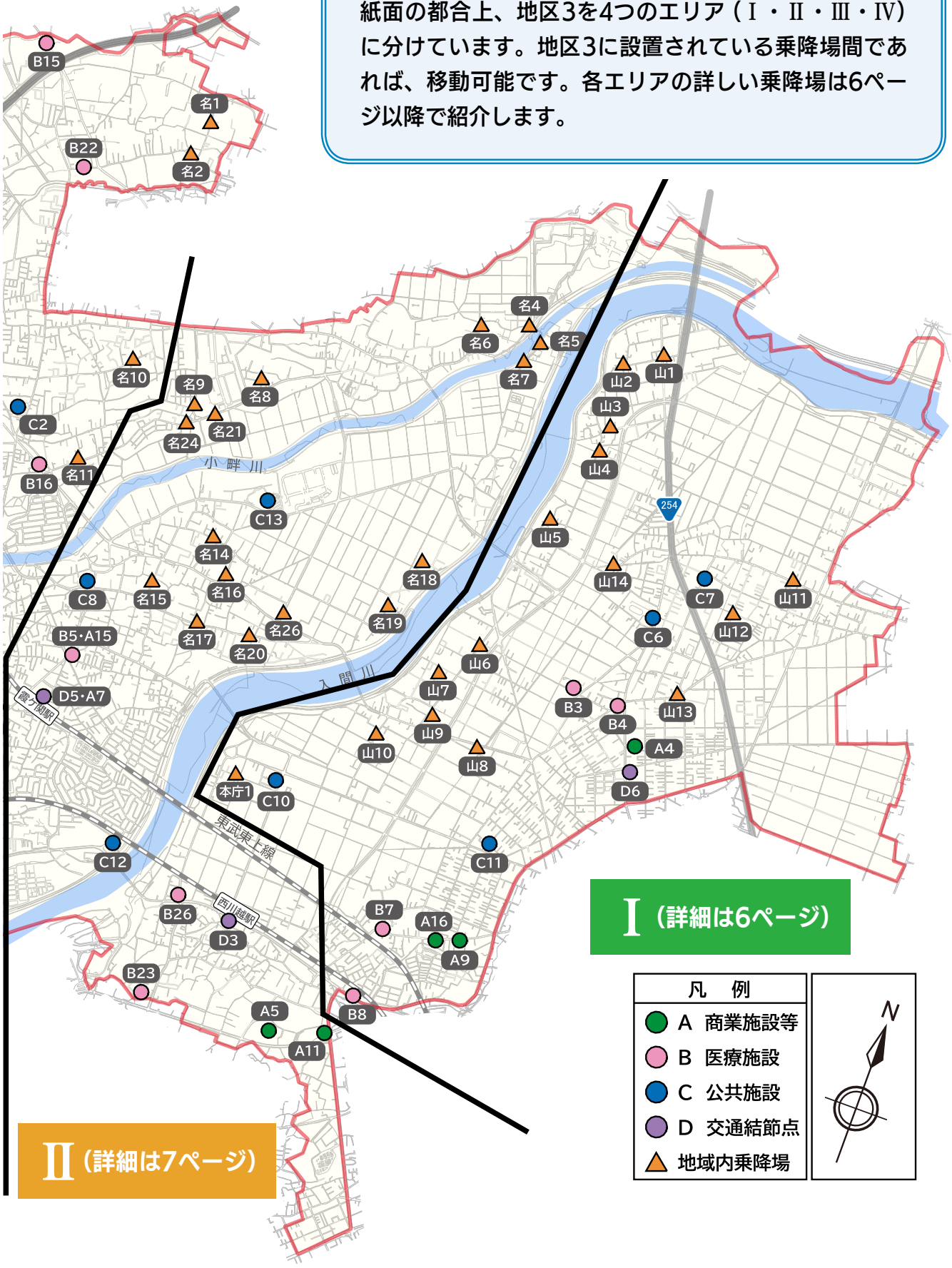

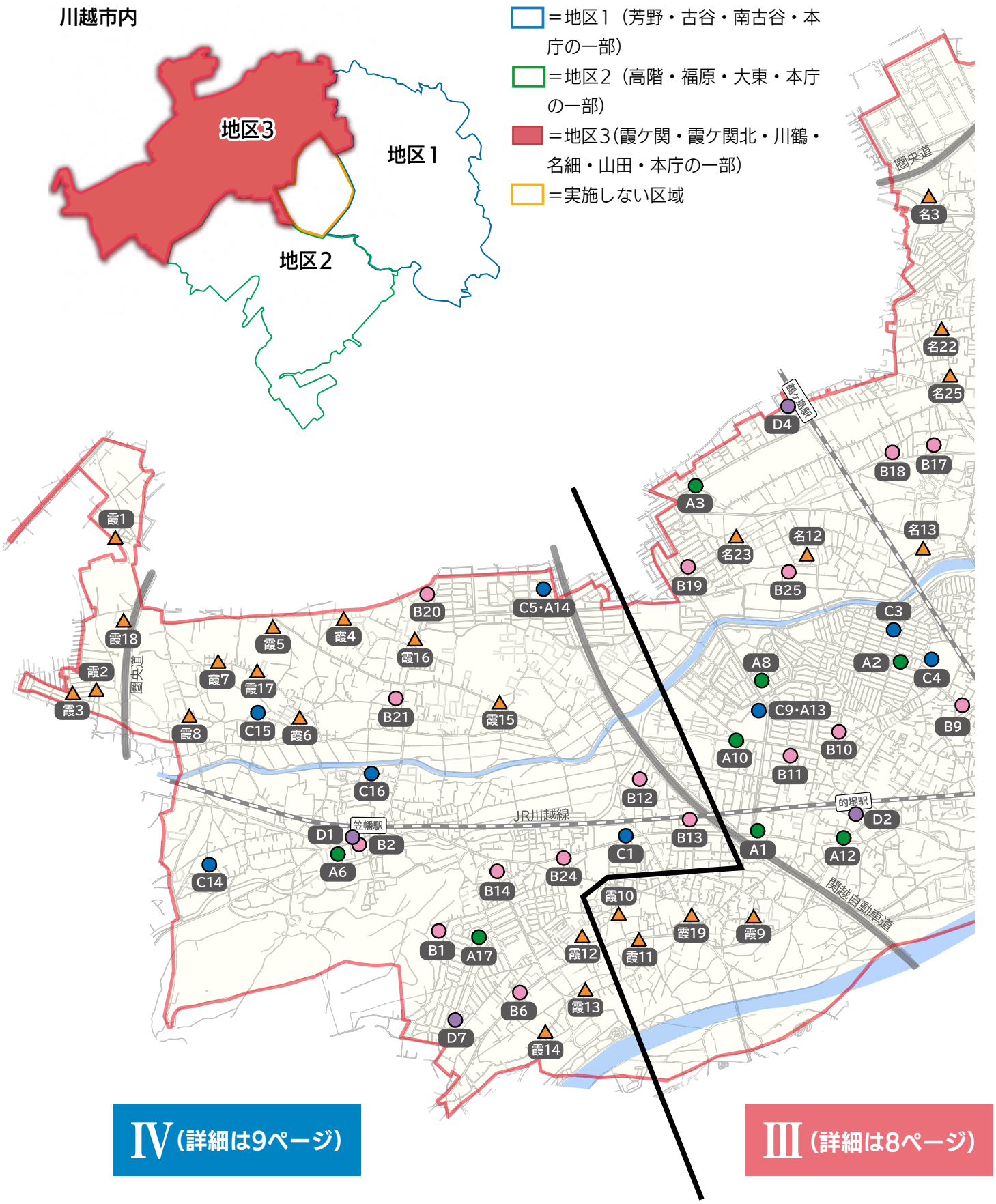
川越市内
地区3
地区1
地区2
＝地区1（芳野・古谷・南古谷・本庁の一部）
＝地区2（高階・福原・大東・本庁の一部）
＝地区3（霞ケ関・霞ケ関北・川鶴・名細・山田・本庁の一部）
＝実施しない区域
圏央道
名3
名22
名25
D4
B18
B17
A3
名23
名12
名13
B19
B25
C5･A14
B20
C3
A8
A2
C4
C9･A13
B9
A10
B10
B11
C16
B12
JR川越線
笠幡駅
的場駅
D2
D1
B2
B13
C1
A1
A12
C14
A6
B14
B24
関越自動車道
霞10
霞19
霞9
B1
A17
霞12
霞11
B6
霞13
D7
霞14
霞1
霞18
霞5
霞4
霞16
霞2
霞7
霞17
霞3
霞8
C15
霞6
B21
霞15
Ⅳ（詳細は9ページ）
Ⅲ（詳細は8ページ）

地図上の
- ●A＝商業施設等
- ●B＝医療施設
- ●C＝公共施設
- ●D＝交通結節点
- ▲＝地域内乗降場 です。

●●●●のマークは表で、▲のマークは拡大図で乗降場を表しています。

I

●A●B●C●Dの乗降場

記号	乗降場名
A4	ヤオコー川越山田店
A9	エコス月吉店
A16	川越月吉郵便局
B3	康正会病院
B4	康正会総合クリニック
B7	今成自治会館前
B8	赤レンガ歯科
C6	山田市民センター
C7	北部地域ふれあいセンター
C10	総合保健センター・保健所
C11	川越市障害者就労支援センター
D6	神明町車庫

▲地域内乗降場（拡大図）

＊拡大図では、乗降場を●で示しています。

▭：プレート（シール）　：サインポスト　：くい

Ⅱ

●A ●B ●C ●D の乗降場

記号	乗降場名
A5	マミーマート生鮮市場 TOP 川越店
A11	川越西郵便局
B5・A15	岸病院／名細郵便局
B23	川越歯科クリニック
B26	三井歯科医院
C8	西文化会館（メルト）
C12	リベーラ・さわやか活動館
C13	なぐわし公園 PiKOA
D3	西川越駅
D5・A7	霞ケ関駅／サミットストア霞ヶ関店

△地域内乗降場（拡大図）

＊拡大図では、乗降場を●で示しています。

平塚新田西

平塚新田自治会館

永楽院

平塚新田南

下小坂西

小堤東団地入口

長福寺北

名細保育園東

鯨井表北

名細テニスクラブ西

川越ふれあい農園東

雁見運動公園入口

川越コンクリート工業前

下小坂南

小堤東

川越西消防署名細分署

□：プレート（シール）　サインポスト　：くい

Ⅲ

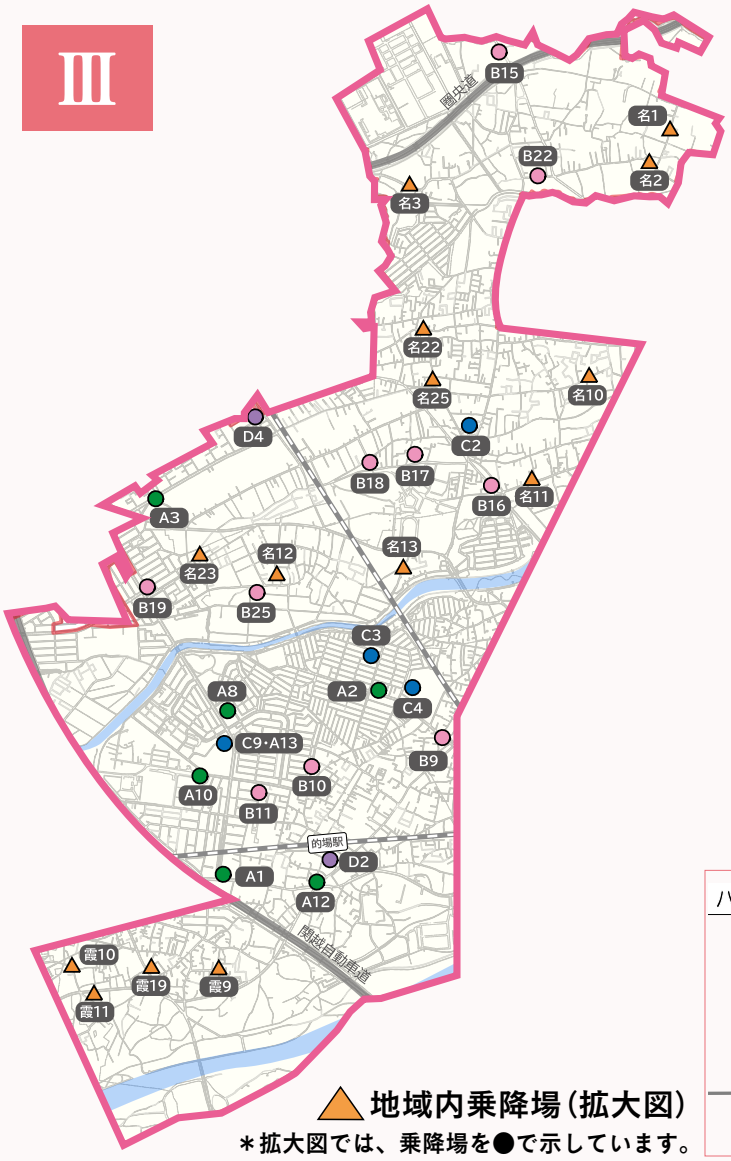

▲地域内乗降場（拡大図）

＊拡大図では、乗降場を●で示しています。

●A ●B ●C ●D の乗降場

記号	乗降場名
A1	ベルク的場店
A2	エコス TAIRAYA 川越霞ヶ関店／川越霞ヶ関北郵便局
A3	オザムバリュー川越天沼店
A8	いなげや川越伊勢原店
A10	ヤオコー川越的場店
A12	的場郵便局
B9	霞ケ関駅南口入口
B10	杉山歯科医院
B11	的場新町公園
B15	下広谷
B16	名細中学校前
B17	西部診療所
B18	川越江原耳鼻咽喉科
B19	上郷公園
B22	北川越クリニック
B25	吉田デンタルクリニック
C2	名細市民センター
C3	霞ケ関北市民センター
C4	霞ケ関北公民館
C9・A13	西図書館・伊勢原公民館／川越伊勢原郵便局
D2	的場駅
D4	鶴ヶ島駅

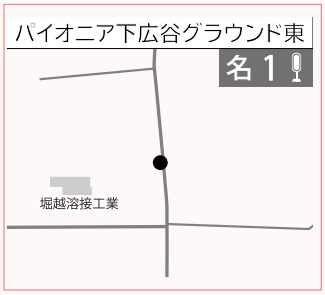

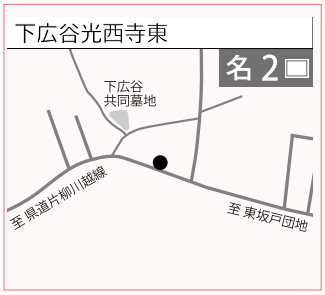

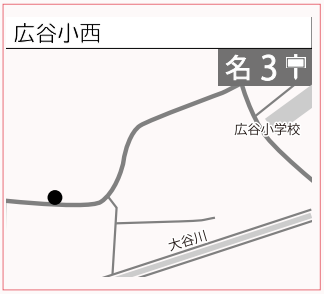

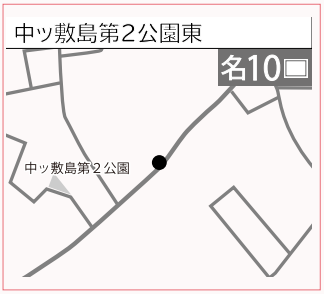

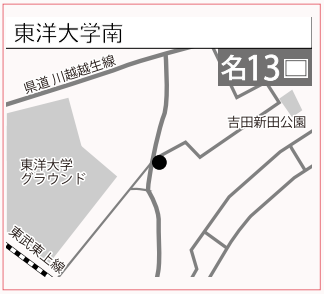

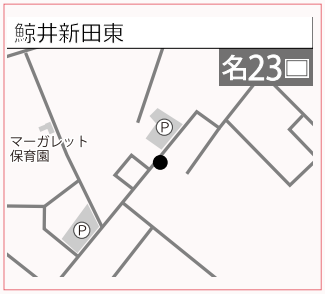

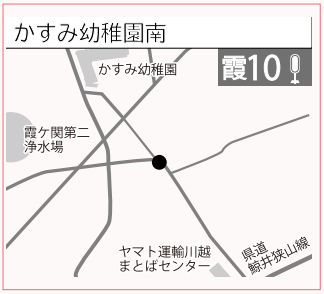

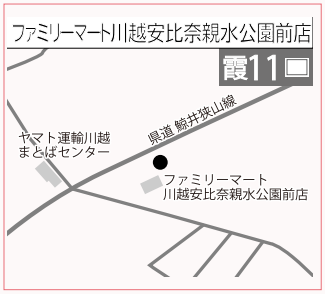

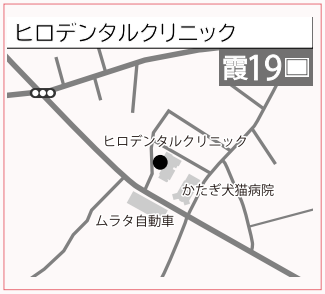

▭：プレート（シール）　：サインポスト　：くい

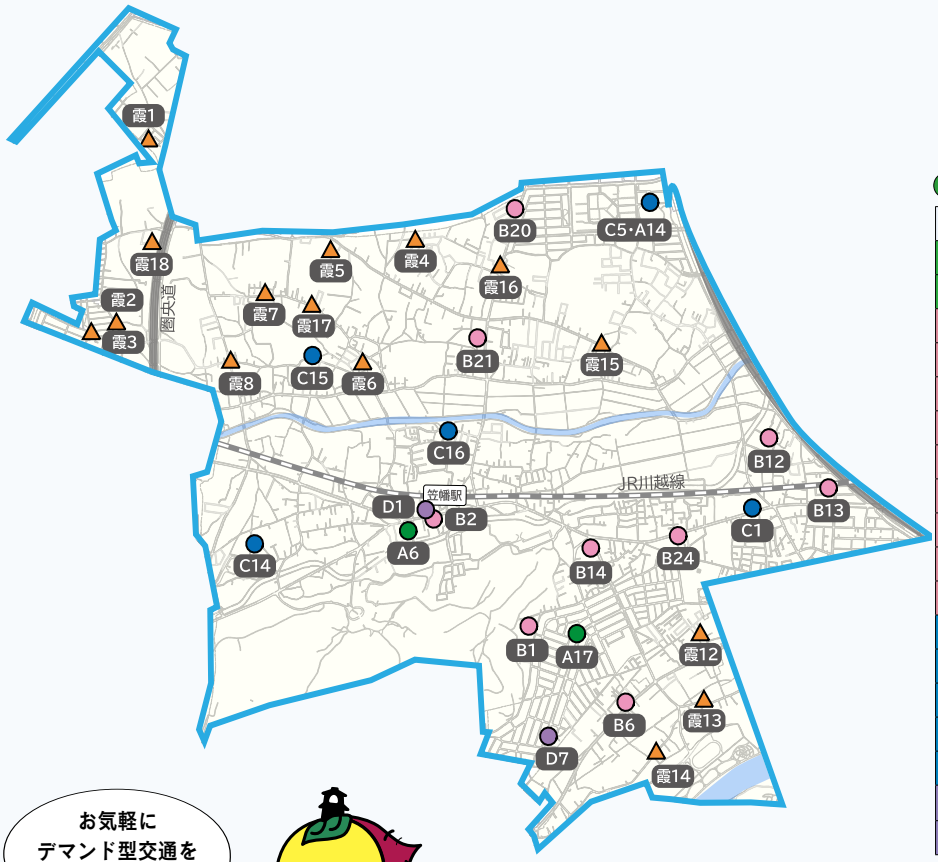

●A ●B ●C ●D の乗降場

記号	乗降場名
A6	オザムバリュー笠幡店
A17	川越笠幡郵便局
B1	笠幡病院
B2	池袋病院
B6	霞ヶ関南病院
B12	アライ歯科医院
B13	うちだ歯科
B14	かすみ野入口
B20	あおぞら歯科クリニック
B21	鈴木脳神経外科
B24	元山クリニック
C1	霞ケ関市民センター
C5・A14	川鶴市民センター／川越川鶴郵便局
C14	西後楽会館
C15	霞ケ関西公民館
C16	職業センター
D1	笠幡駅
D7	かすみ野

▲地域内乗降場（拡大図）

＊拡大図では、乗降場を●で示しています。

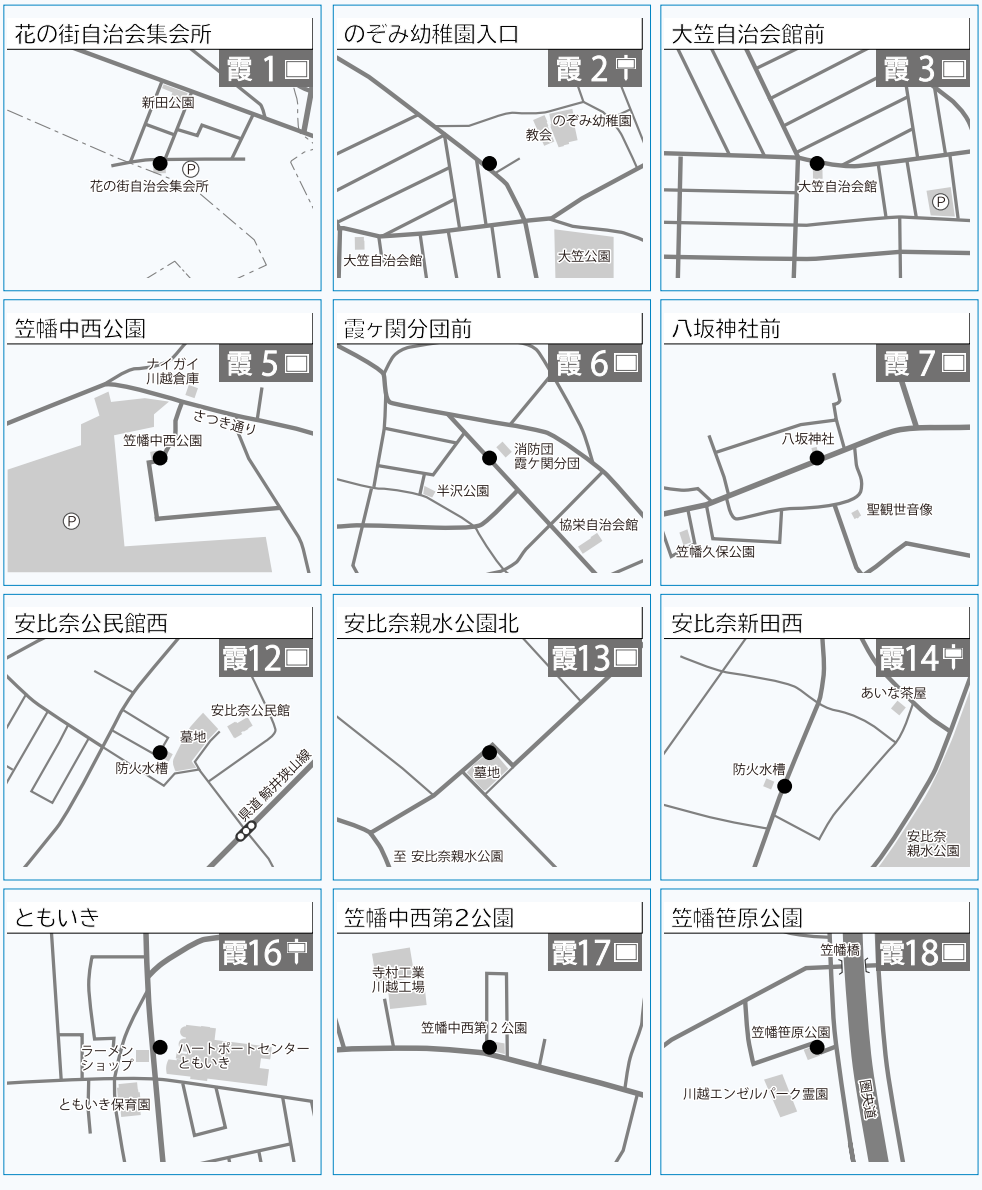

▭：プレート（シール）　：サインポスト　：くい

市民税・県民税の申告について

所得税の確定申告をした方は、原則として市民税・県民税の申告は必要ありません。

市民税課 Tel 224-5640 Fax 226-2540

申告期間…2月6日㈬～3月15日㈮
受付相談時間…午前9時～午後3時（2月9日㈯は午前9時～11時30分）

＊申告期間中は同課（本庁舎2階）での受付相談はできません。
＊各会場の受付相談日程は11ページをご確認ください。

来年度の市民税・県民税（以下「市・県民税」といいます）の申告受け付けが始まります。申告が必要な方は早めの申告をお願いします。

なお、平成30年度の市・県民税申告書を提出した方のうち、申告が必要と思われる方へ、平成31年度の市・県民税申告書を1月25日に発送します。

同申告書および市・県民税申告の手引きは、同課・市民センター・南連絡所等で配布しています（市ホームページからもダウンロードできます）。

申告期限等について

申告期限は3月15日㈮です。期限を過ぎて申告すると、平成31年度の市・県民税の納付回数が減るため、一回あたりの納付額が高くなる場合があります。

また、平成31年度の課税証明書をすぐに交付できない場合があります。期限内申告にご協力ください。

申告が必要な方

平成31年1月1日に市内に住所があり、次のいずれかに該当する方は、市・県民税の申告が必要です。

なお、確定申告が必要な方は13ページで案内しています。

●所得税の確定申告が不要な方で、給与所得や公的年金等に係る所得以外に所得がある方

●所得税の確定申告が不要な方のうち、市・県民税のみ各種控除を追加で申告する方

●勤務先から川越市役所に給与支払報告書が提出されない方（不明な方は勤務先にご確認ください）

収入がない旨の申告が必要な方

川越市国民健康保険に加入している方（同居の親族の控除対象配偶者や被扶養者とされている方を除く）で、次のいずれかに該当する場合は、収入がない旨の申告が必要です。また、国民年金保険料の免除を受ける方、児童手当を受ける方、課税証明書の発行を受ける方なども、申告が必要になることがあります。

●平成30年1月1日から12月31日までの収入がない方

●平成30年1月1日から12月31日までの収入が非課税所得（遺族年金、障害年金、失業給付等）のみの方

申告に必要な物

申告には次の物が必要です。準備の上、申告会場にお越しください。各種控除に必要な書類等は12ページをご確認ください。

持参する物

①市・県民税申告書（市から郵送された申告書がある方は、その申告書）

②収入が分かるもの（平成30年分の源泉徴収票、支払調書、収入と経費の分かる帳簿等）

③印鑑（認め印可）

④マイナンバーカードまたは番号確認書類と身元確認書類（右下参照）

＊マイナンバーカードであれば番号確認と身元確認が1枚で可能です。

＊扶養親族がいる方は、その方のマイナンバーの記入が必要となります。

番号確認書類（いずれか一つ）		身元確認書類（いずれか一つ）
●マイナンバーカード ●マイナンバー通知カード ●マイナンバー記載の住民票	＋	●マイナンバーカード ●運転免許証 ●健康保険証　等

申告が不要な方

次のいずれかに該当する方は原則、市・県民税の申告は必要ありません。

●所得税の確定申告書を提出した方

●所得が公的年金等に係る所得のみの方で、源泉徴収票に記載のある控除以外に追加で申告する控除がない方

●公的年金等に係る所得のみで、年金収入の合計金額が次の基準額以下になる方のうち、扶養控除、障害者控除、寡婦・寡夫控除を追加しない方

生年月日	基準額
昭和29年1月1日以前	155万円
昭和29年1月2日以降	105万円

各会場の受付相談日程（受付時間は午前９時～午後３時。２月９日㈯のみ午前９時～11時30分）

各会場は例年、大変混み合います。時間に余裕を持ってお越しください。なお、昨年まで開設していた北部地域ふれあいセンターの申告会場は、北公民館へ変更となりました。ご注意ください。

	2月							3月				
日程	6日㈬～9日㈯	12日㈫・13日㈬	14日㈭・15日㈮	18日㈪・19日㈫	20日㈬～22日㈮	25日㈪～27日㈬	28日㈭	1日㈮	4日㈪・5日㈫	6日㈬	7日㈭・8日㈮	11日㈪～15日㈮
会場	本庁舎7階会場		北公民館	伊勢原公民館	メルト	大東市民センター	霞ケ関市民センター		高階南公民館	農業ふれあいセンター	ジョイフル	本庁舎7階会場
市・県民税申告 所得税還付の確定申告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
簡易な確定申告	－	－	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○
収支関係の確定申告	－	－	－	○	○	○	○	○	○	○	○	－

＊簡易な確定申告…給与所得者、年金収入者、個人年金などの確定申告を表します。
＊収支関係の確定申告…営業等所得、農業所得、不動産所得を含む確定申告を表します。なお、「収支関係の確定申告」は収支内訳書が作成できている場合のみ受け付けできます。
＊当日は番号札を配布しますので、入口案内係へ声を掛けた上で、一時退席して構いません。なお、午前11時から午後1時までは職員の入れ替え等により、待ち時間が長くなる場合があります。

申告会場は大変混み合うため便利な郵送申告でご提出ください

市・県民税申告書に次の事項を記入し、右の提出書類を添えて3月15日㈮（必着）までに〒350－8601川越市役所市民税課にご提出ください。なお、郵送での申告は1月から受け付けています。

＊平成30年度の市・県民税申告書を提出した方のうち、申告が必要と思われる方へ、平成31年度の市・県民税申告書を1月25日に発送します。
＊申告書および提出書類は一つの封筒にまとめて郵送してください。
＊提出書類等は返却できません。

必ず記入が必要な箇所

①住所・氏名・生年月日・電話番号・個人番号（マイナンバー）・押印

該当する控除がある場合に記入が必要な箇所

①本人の事項（寡婦・寡夫・勤労学生・障害者控除に該当する方）
②配偶者控除・配偶者特別控除
③配偶者以外の扶養控除（扶養している16歳以上の方）
④年少扶養控除（扶養している16歳未満の方）
＊源泉徴収票に扶養している方の氏名や人数の記載があっても、申告書に記載がない場合は、控除が受けられません。
＊昨年中収入のなかった方は、申告書裏面の赤色で囲まれた欄も記入してください。

提出書類

●**必須の物**＝10ページ3段目にある「持参する物」の①②④（②はコピーでも可。④はコピーのみ可。ただし、マイナンバーカードは必ず両面をコピーしてください）
●**該当する方が必要な物**＝12ページにある「各種控除に必要な書類等」をご確認ください。各書類はコピーでも可

各種控除に必要な書類等

下記以外の控除について詳しくは、市民税課 tel224－5640 fax226－2540または、川越税務署 tel235－9411（ガイダンスの後に「0」を選択）にお尋ねください。

控除名	必要書類等	備考
医療費控除 **＊医療費控除を受ける場合は、医療費控除の特例を適用できませんのでご注意ください。**	医療費控除の明細書（医療を受けた人、続柄、病院・薬局などの支払先の名称、医療費の区分、支払った医療費の金額、支払った医療費のうち保険金などで補てんされる金額を記入） 証明書があれば控除対象となるもの **（例）おむつ代購入費**…おむつ使用証明書 **ストマ用装具購入費**…ストマ用装具使用証明書	医療保険者が交付する次の①～⑥が記載されている医療費通知（お知らせ）を添付することで、医療費控除の明細書の記入を省略できます。記載がないものは、その部分を明細書に記入する必要があります。 ①被保険者（またはその被扶養者）の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた方の氏名、④療養を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称、⑤被保険者または、その被扶養者が支払った医療費の額、⑥保険者の名称 ＊医療費控除の明細書は、支払額を病院別・医療を受けた人別に集計してください。 ＊医療費控除を受ける方は医療費控除の明細書を作成の上、申告してください（明細書が作成されていない場合は受け付けできません）。
医療費控除の特例（セルフメディケーション税制） **＊医療費控除の特例を受ける場合は、医療費控除を適用できませんのでご注意ください。**	①セルフメディケーション税制による医療費控除の明細書（薬局などの支払先の名称、医療品の名称、支払った金額、支払った金額のうち保険金などで補てんされる金額を記入） ②適用を受ける年分において一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類（インフルエンザの予防接種や定期予防接種の領収書、または予防接種済証▶人間ドックやがん検診などの各種検診の領収書、または結果通知表▶職場で受けた定期健康診断の結果通知表▶特定健康診査の領収書、または結果通知表▶市町村のがん検診の領収書、または結果通知表）	②は「氏名」「取り組みを行った年」「事業を行った保険者・事業者・市町村の名称、または取り組みに係る診察を行った医療機関の名称もしくは医師の氏名」が記載されていることが必要です。 ＊保険者から補助を受けて人間ドックを受診する場合等、結果通知表に保険者や事業者の名称がないときは、別途保険者等による取り組みを行った旨の証明書が必要です。 ＊②の書類はいずれか1つで構いません。 ＊医療費の明細書は購入額を薬局別、医薬品の名称別に集計してください。
社会保険料控除	平成30年中に支払った社会保険料の領収書（健康保険・介護保険・国民年金等の領収書等）	
生命保険料控除	生命保険料の控除証明書	
地震保険料控除	地震保険料の控除証明書	
障害者控除	障害者手帳または障害者控除対象者認定書（同認定書は平成30年12月31日現在、障害者手帳等の交付を受けていない要介護1から5に認定されている方が対象です）	郵送で申告する場合は、障害者手帳の等級が記載されたページの写しまたは障害者控除対象者認定書が必要です。 ＊障害者控除対象者認定書の対象の方で同認定書をお持ちでない場合は、高齢者いきがい課 tel224－5809 fax229－4382にお尋ねください。
寄附金控除	寄附金の受領証または寄附したことの証明書	

雑損失の繰越控除について

雑損控除の金額で平成29年分の特別控除後の総所得金額等から控除しきれない金額がある場合には、その超える部分の金額を繰り越して、平成30年分以降3年間の総所得金額等の金額から差し引くことができます。

特定配当等・特定株式等譲渡所得金額の市・県民税の課税方法について

特定配当等・特定株式等譲渡所得金額について、所得税と異なる課税方法の選択を希望する場合は、「市民税・県民税特定配当等・特定株式等譲渡所得金額課税方式選択申告書」の提出が必要となります。昨年までは市民税・県民税申告書の提出としていましたが、今年から変更となります。申告書は、市ホームページからダウンロードしていただくか、市民税課（本庁舎2階）で配布しています。

所得税および復興特別所得税の確定申告

川越税務署（申告相談窓口）☎235－9411
＊ガイダンスの後に「0」を選択してください。

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告書作成会場を川越税務署内に次のとおり開設します。開設期間前は、申告書等の作成スペースが限られているため、待ち時間が長くなる場合があります。

また、駐車場が狭いため、お待ちいただく場合があります。なるべく公共交通機関をご利用ください。

■開設期間
2月18日㈪～3月15日㈮（土・日曜日を除く）
＊日曜日は2月24日・3月3日に限り開場します。
＊2月15日㈮までは、確定申告書作成会場は開設していません。

■受付時間
午前8時30分～午後4時（相談開始は午前9時から。提出は午後5時まで）
＊混雑時は、受付時間中でも受け付けを終了する場合があります。
＊相談内容が複雑な場合は、午後3時までにお越しください。
＊相談が午後5時を過ぎる場合には、再度お越しいただく場合があります。

■会場
川越税務署（並木4522－2）

■対象者
①給与収入が2000万円を超える方、②勤務先で年末調整をしていない方、③給与所得および退職所得以外の所得の合計金額が20万円を超える方、④2か所以上から給与の支払いを受けていて、年末調整されなかった給与の収入金額と各種の所得金額（給与所得と退職所得を除く）との合計金額が20万円を超える方、⑤事業を営んでいる方、⑥不動産の貸し付けを行っている方、⑦公的年金等受給者に係る確定申告不要制度に該当しない方、⑧土地・建物などの譲渡所得がある方、⑨譲渡損失の繰越控除を受ける方、⑩所得税の還付を受ける方　など
＊⑦について公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計金額が20万円以下の場合は、原則、確定申告をする必要はありません。

■申告に必要な物
申告には次の物が必要です。準備の上、申告会場にお越しください。

持参する物
①収入が分かる物（平成30年分の源泉徴収票、支払調書、収入や経費を集計した収支内訳書等）、②印鑑（認め印可）、③筆記用具、④計算用具、⑤本人名義の金融機関の口座番号等が分かるもの、⑥マイナンバーカードまたは番号確認書類と身元確認書類（10ページをご確認ください）
＊税務署から郵送された申告書、またはお知らせハガキ等がある方は持参してください。
＊平成29年分の確定申告書、青色決算書、収支内訳書の控えがある方は持参してください。

各種控除に必要な書類等
12ページをご確認ください。なお、住宅借入金等特別控除等についてはお尋ねください。

申告書は自宅で作成、提出できます

確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から自宅で簡単に作成できます。作成した申告書等は、e-Tax（タックス）で送信するか、印刷して郵送のいずれかの方法により提出できます（郵送の場合は〒350－8666並木452－2・川越税務署）。

「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方は、今年から「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成する際、IDとパスワードを入力すればe-Taxで申告できます。

e-Tax・「確定申告書等作成コーナー」の操作に関する質問・相談は、国税庁ホームページを確認するか、e-Tax・作成コーナーヘルプデスク☎0570－01－5901（午前9時～午後8時。土・日曜日、祝・休日を除く）にお尋ねください。

＊確定申告などに関する問い合わせは、国税庁ホームページ「タックスアンサー」「確定申告特集」でも確認できます。

当日直接会場

無料還付申告相談会を開催します

所得税の還付申告についての無料相談会を実施します。お気軽にご相談ください。ただし、税理士に依頼している方を除きます。

受付日時…2月2日㈯午前10時～午後3時30分　**会場**…南公民館　**対象**…①給与所得者・年金受給者で600万円以下の方、②給与所得者で医療費控除を受ける方、③年の途中で就職・退職し年末調整の済んでいない方
問い合わせ…関東信越税理士会川越支部☎246－6188

オリンピックに向けて 笠幡駅駅前広場 が完成します！

笠幡駅駅前広場について＝都市整備課 Tel224－5964 Fax224－8712
バス乗降場について＝交通政策課 Tel224－5519 Fax225－9800

東京2020オリンピック・ゴルフ会場の最寄り駅である笠幡駅駅前広場が2月17日㈰に完成します。この整備により、地域住民や駅利用者、オリンピックで想定される観客の皆さんなどの利便性と安全性が向上します。

駅前広場の特徴

バリアフリー化の推進

思いやり乗降場を設置

障害のある方、けがをしている方、小さな子どもを連れている方、高齢の方、妊娠している方などのための優先乗降場です。

公衆トイレの設置

多くの人に使いやすい多機能トイレを備えました。

エスコートゾーン・触知案内板の設置

エスコートゾーン（点字ブロック付き横断歩道）や点字と文字を組み合わせた触知案内板を設置しました。

4か国語の案内板の設置

4か国語に対応した案内板を設置しました。

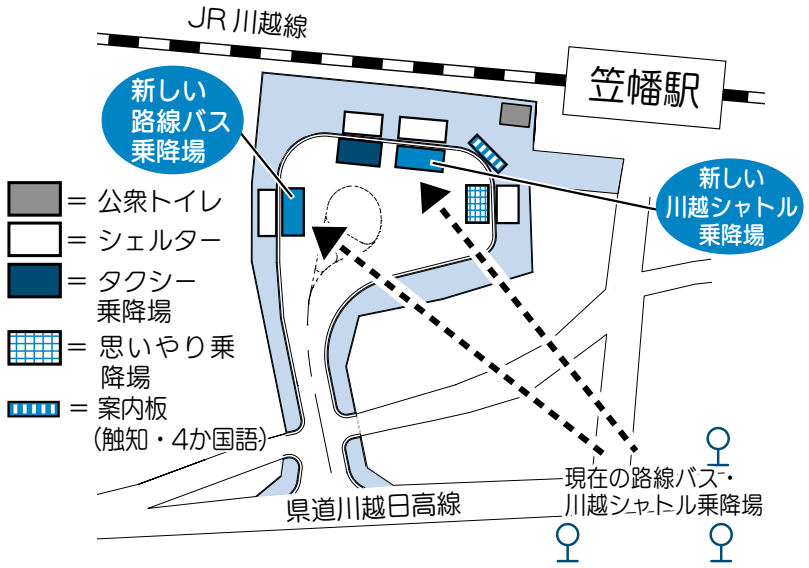

バスの乗降場の位置が変わります

公共交通の乗り継ぎの利便性向上のため、駅前広場に路線バス、川越シャトル、タクシー乗降場を整備しました。整備に伴い県道川越日高線沿いのバス乗降場が変更となります。

変更後のバス運行は2月18日㈪からを予定しています。

バス乗降場等について詳しくは、交通政策課にお尋ねください。

■完成記念式典

駅前広場の完成を記念して、下記のとおり完成記念式典を行います。駅前広場と広場に接続する道路は、式典終了後に、使用できるようになります。

日時…2月17日㈰午前10時～　**会場**…笠幡駅駅前広場

＊川越市デマンド型交通運行開始に伴う式典も行います。

●記念イベント

上野太鼓連および上野太鼓連青年部による曲打太鼓演奏▶霞ケ関西中学校吹奏楽部による演奏

＊駐輪・駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

霞ケ関西公民館が4月に開館します

中央公民館 Tel222－1394 Fax226－2006

霞ケ関西公民館の抽選申し込みは、2月1日㈮午前9時から始まります。社会教育活動や地域活動の拠点として、気軽に利用できます。施設の利用を希望する方は、公共施設予約システムまたは各公民館で申し込んでください。なお、具体的な使用料等については、市ホームページを確認するか、中央公民館にお尋ねください。

文化施設の休日利用について

文化芸術振興課 Tel224－6157 Fax224－8712

「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」の成立に伴い、左記のとおり休日となる日に、文化施設を開館します。

施設利用・申し込み方法等について詳しくは、同課または各施設にお尋ねください。

申込開始日時…各施設2月1日㈮午前9時～

休日	施設名
4月30日㈫ 10月22日㈫	やまぶき会館・メルト・ジョイフル・クラッセ川越

新町名「豊田本5丁目」が誕生します

土地・建物の所在地＝都市整備課 Tel224－5964Fax224－8712▶住所＝市民課 Tel224－5744Fax225－5371

町名地番整理を実施し、次のとおり「土地・建物の所在地」および「住所」を変更します。

変更日	旧大字名	新町名	郵便番号
3月4日㈪	豊田本、豊田新田および藤倉の各一部	豊田本5丁目	〒350－1118

自動交付機とコンビニ交付が利用できません

市民課 Tel224－5744Fax225－5371

■自動交付機の休止について

町名地番整理の実施に伴い、3月2日㈯・3日㈰は、市役所本庁舎1階ロビー・南連絡所に設置してある自動交付機は利用できません。

■コンビニ交付について

町名地番整理の実施区域内に住民登録のある方で、マイナンバーカードをお持ちの方は、3月1日㈮から4日㈪までの間、コンビニ等で「住民票の写し」および「印鑑登録証明書」を取得することができません。

■「町名地番変更用の住民票」が必要な方へ

3月4日㈪以降に、本人確認書類（免許証・健康保険証など）を持参し、市民課（本庁舎1階）・市民センター・南連絡所・証明センターで申請してください。発行手数料は無料です。申請の際は、窓口で「町名地番変更用の住民票」であることをお伝えください。

＊「町名地番変更用の住民票」は、自動交付機、コンビニ等では取得できません。

町名地番整理に伴い、市の施設の所在地が変わります

施設名	旧所在地	新所在地
大東市民センター（大東公民館含む）	豊田本1881－1	豊田本5丁目16－1
大東保育園	豊田本1895	豊田本5丁目23－1

「川越市立地適正化計画 ～次世代へ暮らしやすいまちを引き継ぐための都市戦略ビジョン～」を改定

都市計画課 Tel224-5945 Fax225-9800

■「川越市立地適正化計画」とは

人口減少や高齢化が進展する20年先を見据え、持続可能で安心して暮らせる都市づくりを進めるために、次世代へ暮らしやすいまちを引き継ぐための都市戦略ビジョンとして作成した計画です。

■改定内容（居住誘導に関する事項の追加）について

本市は、現在、市街化区域内の人口密度が高く、医療・福祉・商業等の都市機能施設の立地のバランスが整い、コンパクトな市街地が形成されています。しかし、一部の地域では空き家の増加による市街地の低密度化の進行が懸念され、これまでの人口増加を前提とした都市づくりが転換期を迎えています。そこで、公共交通の充実した多極ネットワーク型都市構造への転換に向けた検討を進め、生活利便性の高さや災害危険性などを考慮して、空き家対策等に関連するさまざまな施策と連携し、長い時間をかけながら居住を誘導する「居住誘導区域」を同計画に追加しました。

将来的にも人口密度が高いコンパクトな市街地を維持し、同計画の目標である「市民がいつまでも暮らしやすく、訪れる人を魅了し、誰もが住みたくなるまち川越」を目指します。

■住宅の届け出

居住誘導区域外において、一定規模以上の開発行為や建築等行為を行う場合は、着手する日の30日前までに届け出が必要です。届け出について詳しくは、同課までお尋ねください。

＊「川越市立地適正化計画」は、同課（本庁舎5階）、市ホームページで確認できます。

後期高齢者入院時見舞金

高齢・障害医療課 Tel 224-5842 Fax 224-7318

入院時に1年以上市に住所を有し、医療機関に31日以上入院した場合、年度内1回に限り1万5000円を支給します。

＊申請時に後期高齢者医療保険料に未納がある方、川越市重度心身障害者医療費の助成を受けている方を除く。

対象…後期高齢者医療制度に加入している住民税非課税世帯の被保険者

申し込み…次の書類等を持参の上、直接同課(本庁舎2階)・市民センター・南連絡所

①入院の日数が確認できる書類(医療機関の領収書等)の原本(コピー不可)
②後期高齢者医療被保険者証
③入院した被保険者の口座内容が分かる通帳等
④入院した被保険者の印鑑

ストマ装具等の更新申請を受付中

障害者福祉課 Tel 224-5785 Fax 225-3033

ストマ装具・紙おむつ等について、4月から9月分の日常生活用具費の更新申請を受け付けています。

対象…すでに受給している方で、継続を希望する方

提出方法…平成31年3月分までの支給決定通知書に同封された申請書に必要事項を記入し、2月28日㈭(必着)までに郵送で〒350-8601川越市役所障害者福祉課

給与支払報告書連続用紙の申し込みを受付中

市民税課 Tel 224-5640 Fax 226-2540

来年1月末までに提出する「給与支払報告書」を連続用紙で作成する市内の事業所に、用紙を無料で提供します。昨年申し込んだ事業所には、1月15日に申込書を送付しました。

新たに希望する事業所は、2月1日㈮までに、電話で同課へ申し込んでください。

中退共掛け金の一部を補助

雇用支援課 Tel 238-6702 Fax 228-6703

市では、中小企業退職金共済(中退共)法に基づく中退共制度の掛け金について、各従業員が加入した月から36か月間、掛け金の一部を補助しています。

対象は、平成27年2月以降、中退共制度に加入した従業員がいる市内の事業所で、市の補助基準に該当する場合です。詳しくは、同課までお尋ねください。

受付期間…2月12日㈫～20日㈬(土・日曜日を除く)、午前9時30分～午後3時30分(午前11時45分～午後1時を除く)

受付会場…東庁舎2A会議室(東庁舎2階、郵送不可)

川越市農業振興計画(原案)に対する意見募集

農政課 Tel 224-5939 Fax 224-8712

現在、市では同計画の期間満了に伴い、来年度から始まる次期計画の策定を進めています。

市民の皆さんの意見を反映するため、同計画(原案)に対する意見を募集します。

閲覧・募集期間…1月25日㈮～2月25日㈪(必着)

閲覧場所…同課(本庁舎5階)・農業ふれあいセンター・市民センター・南連絡所・図書館

対象…市内在住・在勤・在学または利害関係のある方

意見の提出方法…任意の用紙に意見・住所・氏名・電話番号、在勤・在学の方は勤務先・学校名、利害関係のある方はその内容を明記し、郵送・ファクスまたは直接同課(郵送の場合は、〒350-8601川越市役所農政課)

＊市ホームページからも、閲覧・意見の提出ができます。

意見の取り扱い

提出された意見は、今後の計画策定の参考にします。また、意見の内容と、市の考え方を公表します。類似の意見は取りまとめて公表し、個別の回答は行いません。なお、個人情報は公表しません。

4月から「布類」の定時収集が始まります

資源循環推進課 Tel 239-6267 Fax 239-5054

4月からは、市内全域(一部地域を除く)で、布類を4週に1回、集積所で収集します。地域で資源物を回収する集団回収を実施している地域は、集団回収を優先してください。

なお、定時収集実施に伴い、年2回の拠点回収は、今年度で終了となります。

つばさ館では、来年度以降も引き続き常時回収を実施します。詳しくは、2月10日発行の広報川越でお知らせします。

マイナンバーカードの申請時に、写真を無料で撮影します

市民課 Tel 224-5744 Fax 225-5371

次の日程および会場では、写真を用意する必要がなくなります。撮影は無料です。申請後、1か月半から2か月程度で、自宅へ郵送します。

日程	会場
2月6日(水)	7AB会議室(本庁舎7階)
2月8日(金)	
2月13日(水)	クラッセ川越
2月14日(木)	
2月20日(水)	メルト
2月28日(木)	霞ケ関市民センター
3月5日(火)	高階南公民館
3月6日(水)	農業ふれあいセンター

対象…市内に住民登録があり、その場で申請をする方

受付時間…午前9時30分～11時30分▼午後1時～3時

必要書類…本人確認書類(運転免許証、顔写真付きの住民基本台帳カード、健康保険証、通帳などのうち2点)・マイナンバー通知カード＊住民基本台帳カード(所持者のみ)・マイナンバー通知カードは、当日回収します。その後も必要な方は、事前にコピーしてください。

＊必要書類が用意できない場合は、来場前に同課まで連絡してください。

ひとり親家庭等学習支援事業の生徒を募集します

こども家庭課 Tel 224-5821 Fax 225-5218

子どもの学習に不安を感じるひとり親等の負担を軽減するため、学習支援員による学習指導や進路相談等を行う「ひとり親家庭等学習支援事業」の来年度の生徒を募集します。

授業は少人数制で、週1回2時間(年間45回程度)、「英語」「数学」「国語」「社会・理科」の中から1教科を選択。科目ごとに実施日時を指定します。

受講までの流れは下記のとおりです。

■授業等について

実施期間…4月16日(火)～来年3月31日(火)(年末年始を除く) **会場**…個別教室のトライ川越駅前校(脇田本町23-33 G&R(ジーアンドロック)ビル3階) **対象**…市内在住で次の条件を全て満たす中学生①児童扶養手当を受給しているひとり親世帯または養育者世帯である(生活保護受給世帯を除く)、②現在、学習塾・家庭教師・通信教育等を利用していない、③行政等が実施するその他の学習支援を受けていない **定員**…70人程度を予定(抽選。中学3年生を優先) **経費**…無料 **問い合わせ**…参加申し込みに関すること＝同課 Tel 224-5821▼授業の進め方に関すること＝家庭教師のトライ Tel 0120-555-202(午後1時～10時。日曜日、祝・休日を除く)

～受講までの流れ～

説明会(任意参加)
2月6日(水)、8日(金)午後7時30分～9時
会場…南公民館

面談予約(必須)
2月6日(水)から20日(水)までに電話・ファクスで同課

面談(必須)＊必ず親子で参加。
3月2日(土)午前9時～午後5時
会場…7AB会議室(本庁舎7階)

申し込み
面談で配布する申請書等に必要事項を記入し、3月13日(水)(必着)までに郵送または直接同課(郵送の場合は〒350-8601川越市役所こども家庭課)

審査
応募要件を満たしているかなどを確認・審査

受講決定
4月上旬ごろ結果通知を郵送予定

受講開始
4月16日(火)から受講開始予定

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

●**知っていますか？「本人通知制度」** 市民課 Tel 224－5747 Fax 229－5371

この制度は、誰かがあなたの戸籍謄本や住民票を取得した時に、そのことをお知らせするものです。お知らせを受けることで、開示請求等により、早期に事実関係を確認するきっかけになります。詳しくは、同課までお尋ねください。